

令和6年12月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市消費者保護審議会
会長 松井 和彦

大阪市消費者教育推進計画（第2期）の策定について（答申）

大阪市消費者保護条例第33条第2項第3号の規定に基づき、大阪市長から令和6年2月20日付け大市民消費第110号により諮問のありました件について、別紙のとおり答申いたします。